

はなみどり

# ❀ 令和6年度「花緑出張サービス」を実施します ❀

## リモートでも実施できます！！

「花緑出張サービス」は、花とふれあう「花育」の活動をはじめ、多くのみなさまに花と緑のある暮らしを提案すると同時に、花緑の適切な管理方法などを知っていただく事業です。

例年、多くの幼稚園や保育所、特別支援学校、地域の花づくりグループ等にご好評をいただいています。まだお申し込みをされたことのない方は、是非この機会にご利用ください！

### サービスの概要

- ・花育講座や園芸教室などの事業へ、県が「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」を講師として派遣し、講師料と講師の交通費を負担します。(花材などの材料代はご負担ください)。
- ・本サービスの対象(対象団体、事業内容)と県が負担する経費は下表のとおりです。
- ・同一の団体で3回までご利用いただけます。



＜今年度の事業実施期間＞

**令和6年7月4日(木)～令和7年2月28日(金)**

(申込みは実施日の2週間前まで)

対象となる申請者		対象事業	
(1)	県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育所等	(1)	学校での花と緑に関する教育活動
(2)	県内市町	(2)	園芸教室
(3)	県内企業、事業所	(3)	緑化の相談、指導
(4)	ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体	(4)	花と緑に関する体験教室
(5)	地域花の都推進協議会の構成団体	(5)	花と緑に関する講演会
(6)	地域の花づくりグループ	(6)	花と緑に関する相談会
(7)	その他農芸振興課長が必要と認めるもの	(7)	その他農芸振興課長が必要と認めるもの

＜県が負担する経費＞

対象経費	県の負担額	備考
講師料	現地開催:1時間につき3,000円 リモート開催:1時間につき6,000円	1回当たり3時間まで
交通費	現地開催:県の旅費規程による額 リモート開催:お支払いしません	

＜講師数の目安＞

受講数	講師数
1～10名	1名
11～20名	1～2名
21～30名	1～3名

\* 受講者数30超で、4名以上の講師派遣を希望する場合は、要相談

👉 **ご利用の手順は裏面へ**

### ふじのくに花の都しずおかアドバイザーとは

- ・県では、花や緑に関する公に認められた資格を持つ方、その他花や緑に関する知識のある方をアドバイザーとして登録し、県民のみなさまの花や緑に関する活動への支援を行っています(令和6年6月現在 103人)。
  - ・本出張サービスのほか、各種相談に対応しておりますので、個別にアドバイザーへご相談ください。
- (登録者の資格例)  
グリーンアドバイザー、ハンギングバスケットマスター、華道教授、日本フラワーデザイナー協会講師、花生産者や園芸店、造園業者 etc…

### 静岡県公式ホームページをご覧ください

花緑出張サービスに関する情報を公開中！

- ・令和6年度ふじのくに花の都しずおかアドバイザーの名簿
- ・申請書、報告書様式(ダウンロードできます)



**URL: <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/1040858/1027364.htm>**

# 花緑出張サービスの利用手順

> 申込み前に必ずお読みください。

## ①申込み

- ・「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」名簿から派遣を希望する講師を選び、講師へ直接相談の上、講座等の実施日や内容を決めてください。
- ・講座実施日の2週間前までに花緑出張サービス申請書を県農芸振興課宛てに提出してください。
- ・申請書はなるべくメールで提出してください。件名は「花緑出張サービスの申込み」としてください。
- ・実施日が未定の場合は、仮受付とします。実施日の2週間前までに必要事項を決定し、必ずご連絡ください。連絡のない場合はキャンセルとします。

## ②決定

- ・派遣が決定したら、県農芸振興課から申請者と講師へ「決定通知」と「報告書様式」をお送りします。

## ③講座等の実施

- ・決定通知の内容を確認の上で、計画した内容どおりに、実施してください。  
異なる内容で実施した場合、講師への講師料・交通費のお支払いはできません。
- ・講師代は、決定通知に記載した時間数で支払います。
- ・決定後にやむを得ず内容を変更したい場合は、実施1週間前までに変更事項を記載した申請書を再提出してください。

## ④報告

- ・申請者は「花緑出張サービス実施報告書」を、講師は「花緑出張サービス講師派遣報告書」を作成し、申請者は、これらをまとめて、実施後7日以内（必着）に、県農芸振興課に提出してください。添付写真の確認のため、メール又は郵送で御提出下さい。
- ・報告書は、決定通知の内容どおりに記載してください。
- ・報告書の提出が遅れた場合、講師への講師料・交通費のお支払いはできません。

## ～事業の流れ～

時期	詳細時期	県	申請者・講師
講座実施前	～講座実施日2週間前		← 申請書提出（申請者）
		講座決定・講師依頼通知	→
講座実施日			申請書・講座決定通知の内容どおりに実施
講座実施後	講座実施後1週間以内		← 実績報告書提出
		講師料・交通費支払	→

## 申込み、問い合わせ先

静岡県経済産業部農業局 農芸振興課 花き振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL:054-221-2679 FAX:054-221-1351 E-mail:nogei@pref.shizuoka.lg.jp